

南箕輪村観光協会推奨品認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南箕輪村観光協会の推奨品を定め、もって地場産品の普及及び販路の開拓を図り、産業の振興とともに南箕輪村のPRに寄与することを目的とする。

(対象品)

第2条 推奨品として認定の対象とするものは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 生産又は製造若しくは加工が村内においてなされたものであり、事業所、施設等で広く継続的に販売できるものであること。

(2) 他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。

(3) 生産、製造、加工、販売等に係る関係法令に違反していないものであること。

(4) 郵送や持ち運びが可能なもの。

(5) 食品である場合は、可能な限り村内産の産物等を使用する前提で製造されたものであり、製造日から1週間以上の賞味期限を有するもの。

(6) 上記条件を満たしており、すでに販売されている商品も対象とする。

2 前項に掲げるもののほか、観光協会長が推奨品として適当と認めたもの。

(推奨基準)

第3条 推奨の基準は、次のとおりとする。

(1) 品質が優秀であること。

(2) 市場性が十分にあること。

(3) 適正な価格であること。

(4) 南箕輪村のイメージ及びPRを考慮していること。

(申請資格)

第4条 推奨品認定の申請ができる者は、南箕輪村観光協会会員とする。

ただし、観光協会長が必要と認めたときはこの限りではない。

(認定申請)

第5条 推奨品の認定を受けようとする者は、推奨品認定申請書(様式第1号)に認定を受けようとするものの見本を添えて観光協会長に提出しなければならない。

2 提出する見本は、一般商品としての形態を備えたものであること。

3 提出された見本は、原則として返却しない。

(審査選定)

第6条 推奨品は、申請があったものにつき、南箕輪村観光協会理事会(以下「理事会」という。)で審査のうえ選定するものとする。

2 選定にあたり会長が必要と認めたときは、理事以外から意見を聴くことができる。

(推奨品の認定)

第7条 推奨品の認定は、理事会の審査結果に基づき、観光協会長がこれを行う。

(認定証の交付及び遵守事項同意書)

第8条 観光協会長は、推奨品として認定した場合には、「認定証」を交付するとともに観光協会のwebページ等により公表する。

2 認定を受ける者は、遵守事項同意書(様式第2号)を提出しなければならない。

(推奨品マーク等の表示)

第9条 推奨品と認定したのものには、推奨品マーク及び「南箕輪村観光協会認定推奨品」の字句を、貼付又は印刷により表示することができる。

2 推奨品マークの規格、図柄、色彩等については、別に定める作成基準によるものとする。ただし、形体上作成基準に基づくことが困難と認められる場合にあっては、観光協会長の承認を得て、これを一部変更することができるものとする。

3 推奨品マーク等の表示は、推奨品以外のものに使用してはならない。

(推奨期間)

第10条 推奨品の認定期間は認定の日から、4年経過した日以降最初の3月31日までの間とする。ただし、継続して認定を受けようとする場合は再申請できるものとする。

(調査)

第11条 観光協会長は、推奨品の品質及び販売方法等について、随時調査を行うことができる。

(推奨品の改良)

第12条 観光協会長は、認定した推奨品について、市場の動向等を踏まえ改良することが望ましいときは、その旨を提案できるものとする。

(推奨品の変更承認)

第13条 推奨品の認定後、申請内容に変更が生じた場合は、推奨品変更申請書(様式第3号)を提出し承認を受けなければならない。

(推奨の取り消し)

第14条 観光協会長は、推奨品認定者又は推奨品が次の各号のいずれかに該当した場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける資格を欠くに至った場合。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けた場合。
- (3) 推奨品の品質等が認定の要件に合致しなくなった場合。
- (4) 推奨品マークを不正に使用した場合。
- (5) 関係法令に違反した場合。
- (6) 推奨品の生産又は製造若しくは加工及び販売を中止した場合。
- (7) その他認定が適当でない事実が判明した場合。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

2 この改正は、令和6年4月12日から施行する。